

議案第169号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

第1条 渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成18年渋川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「前条の職員」を「市長及び副市長」に改める。

第3条及び第4条第3項中「第1条の職員」を「市長及び副市長」に改める。

第6条中「旅費は」を「市長及び副市長の旅費は」に改める。

別表中「100分の220」を「100分の225」に、「100分の132」を「100分の135」に、「100分の66」を「100分の67.5」に改める。

第2条 渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

別表中「100分の225」を「100分の222.5」に、「100分の135」を「100分の133.5」に、「100分の67.5」を「100分の66.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第 1 条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>（給料）</p> <p>第 2 条 <u>市長及び副市長</u>の給料額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 3 条 <u>市長及び副市長</u>の通勤手当は、渋川市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 8 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第 4 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、<u>市長及び副市長</u>の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。</p> <p>（旅費）</p> <p>第 6 条 <u>市長及び副市長</u>の旅費は、渋川市職員等の旅費支給条例（平成 1 8 年渋川市条例第 5 1 号）の定めるところにより支給する。</p> <p>別表（第 4 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">在職期間</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6 月</td> <td style="text-align: center;"><u>1 0 0 分の 2 2 5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 月以上 6 月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>1 0 0 分の 1 3 5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>1 0 0 分の 6 7 . 5</u></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6 月	<u>1 0 0 分の 2 2 5</u>	3 月以上 6 月未満	<u>1 0 0 分の 1 3 5</u>	3 月未満	<u>1 0 0 分の 6 7 . 5</u>	<p>（給料）</p> <p>第 2 条 <u>前条の職員</u>の給料額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 3 条 <u>第 1 条の職員</u>の通勤手当は、渋川市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 8 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第 4 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、<u>第 1 条の職員</u>の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。</p> <p>（旅費）</p> <p>第 6 条 <u>旅費は</u>_____、渋川市職員等の旅費支給条例（平成 1 8 年渋川市条例第 5 1 号）の定めるところにより支給する。</p> <p>別表（第 4 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">在職期間</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6 月</td> <td style="text-align: center;"><u>1 0 0 分の 2 2 0</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 月以上 6 月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>1 0 0 分の 1 3 2</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>1 0 0 分の 6 6</u></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6 月	<u>1 0 0 分の 2 2 0</u>	3 月以上 6 月未満	<u>1 0 0 分の 1 3 2</u>	3 月未満	<u>1 0 0 分の 6 6</u>
在職期間	割合																
6 月	<u>1 0 0 分の 2 2 5</u>																
3 月以上 6 月未満	<u>1 0 0 分の 1 3 5</u>																
3 月未満	<u>1 0 0 分の 6 7 . 5</u>																
在職期間	割合																
6 月	<u>1 0 0 分の 2 2 0</u>																
3 月以上 6 月未満	<u>1 0 0 分の 1 3 2</u>																
3 月未満	<u>1 0 0 分の 6 6</u>																

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
在職期間	割合	在職期間	割合
6月	<u>100分の222.5</u>	6月	<u>100分の225</u>
3月以上6月未満	<u>100分の133.5</u>	3月以上6月未満	<u>100分の135</u>
3月未満	<u>100分の66.75</u>	3月未満	<u>100分の67.5</u>